公　　告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので同条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和８年１０月２３日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）クスリのアオキ佐沼東店

登米市迫町佐沼字梅ノ木四丁目５番４　外

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ　代表取締役　青木　宏憲

石川県白山市松本町２５１２番地

３　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ　代表取締役　青木　宏憲

石川県白山市松本町２５１２番地

４　大規模小売店舗の新設をする日

令和９年６月９日

５　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

１，２４５㎡

６　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（１）駐車場の収容台数

４７台

（２）駐輪場の収容台数

２０台

（３）荷さばき施設の面積

３２㎡

（４）廃棄物等保管施設の容量

３．９㎥

７　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

（１）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社クスリのアオキ　午前９時から午前０時まで

（２）来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前８時３０分から午前０時３０分まで

（３）駐車場の出入口の数

３か所

（４）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

２４時間

８　届出年月日

令和８年１０月８日

９　縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、登米地方県政情報コーナー及び登米市役所

10　縦覧期間

令和８年１０月２３日から令和９年２月２４日まで（ただし、閉庁日を除く。）

11　意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目８番１号

宮城県経済商工観光部商工金融課

12　意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成１９年２月１日経済産業省告示第１６号）」及び意見書様式を参考のこと。